

## 名古屋大学学術機関リポジトリ要項

館長裁定 平成 27 年 3 月 18 日

制 定 平成 27 年 3 月 18 日

### (趣旨)

第 1 名古屋大学（以下「本学」という。）において運用する名古屋大学学術機関リポジトリ（以下「NAGOYA Repository」という。）に関する事項は、この要項の定めるところによる。

### (目的)

第 2 NAGOYA Repository は、本学における教育・研究活動によって生成される学術論文、学位論文、図書、報告書等（以下「学術論文等」という。）を社会に還元することで、学術研究及び社会貢献に資することを目的とする。

第 3 NAGOYA Repository は、前条の目的を達成するため、学術論文等を電子的に記録したもの（以下「教育・研究成果」という。）を、名古屋大学附属図書館（以下「附属図書館」という。）において網羅的に収集、蓄積及び保存を行い、電子的手段を通じて学内外に無償で発信及び公開する。

2 前項に規定するもののほか、NAGOYA Repository は、次に掲げることを行うことができる。

- 一 教育・研究成果を登録することができる者（以下「登録者」という。）の申請により、公開できない本学の教育・研究成果を保存するために登録すること。
- 二 本学の役員又は職員が委員又は代表を務める学会等の学術研究団体（以下「学会等」という。）の電子的な研究成果について、学会等からの利用申請に基づき、附属図書館が蓄積及び保存を行い、電子的手段を通じて学内外に無償で発信及び公開すること。
- 三 本学の教育・研究活動のために所蔵する古文書、古典籍、教材等のうち電子的に記録したもので、第 6 に定める公開要件を満たすもの（以下「教育・研究資料」という。）の収集、蓄積及び保存を行い、電子的手段を通じて学内外に無償で発信及び公開すること。
- 四 前号の教育・研究資料に関連する他機関（個人を含む。以下「所蔵他機関」という。）が所蔵する電子的な資料について、所蔵他機関からの利用申請に基づき、附属図書館が蓄積及び保存を行い、電子的手段を通じて学内外に無償で発信及び公開すること。

### (登録者)

第 4 登録者は、次に掲げる者とする。

- 一 本学に役員，職員又は大学院学生として在籍し，又は在籍したことがある者
- 二 本学から博士の学位を授与された者
- 三 学会等
- 四 その他，附属図書館長が適当と認めた者

(教育・研究成果の公開要件)

第5 NAGOYA Repository により公開することができる教育・研究成果は，次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- 一 登録者が，本学在籍中に，単独若しくは他と共同で作成した教育・研究成果又は学会等の研究成果であること。ただし，教育・研究成果の知的財産権者（著作権，著作人格権，特許権，商標権等を保持する者を含む。以下同じ。）が許諾するものに限る。
- 二 登録者から本学に無償で提供されるものであること。
- 三 知的財産権に係る法令，本学の規程等が遵守されていること。
- 四 次に掲げる事項について法令上又は社会通念上問題が生じないものであること。
  - イ 名誉，プライバシー等個人の権利に関する事項
  - ロ 情報セキュリティに関する事項
  - ハ 守秘義務に関する事項
- 五 その他公開することについて問題が生じないものであること。

(教育・研究資料の公開要件)

第6 NAGOYA Repository により公開することができる教育・研究資料は，次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- 一 本学の教育・研究資料で，知的財産権者がいないか，若しくは本学が単独で若しくは共同して知的財産権を保持しているもの又は当該資料に関連する所蔵他機関が所蔵する資料で知的財産権者がいないか，若しくは本学若しくは所蔵他機関が単独で若しくは共同して知的財産権を保持しているものであること。ただし，他に知的財産権の共有者が存在するものについては，当該共有者全てが許諾するものに限り，所蔵他機関が知的財産権を保持しているものについては所蔵他機関が許諾するものに限る。
- 二 前条第2号から第5号のすべてに該当すること。

(教育・研究成果及び教育・研究資料の取扱い)

第7 NAGOYA Repository に教育・研究成果又は教育・研究資料を登録することを希望する者は，別に定める登録要領に従い登録を行うものとする。

- 2 登録者は，登録者と著作権者が異なる場合，又は著作権者が複数いる場合は，あらかじめ全ての著作権者からの複製権，公衆送信権等の著作権の利用許諾を書面で得た上で，附属図書館に全ての著作権者の許諾をとった事実を示す書面（以下「許諾証明」という。）

を提出し登録を申し出るものとする。なお、著作権者があらかじめ許諾の方針を示している場合は、許諾証明にかえて当該方針を証するものを提出するものとし、著作権者が教育・研究成果及び教育・研究資料について、投稿規則、出版契約等により利用に係る条件を定めている場合は、許諾証明又は方針に加え、当該条件が明記されたものを添付するものとする。

- 3 附属図書館長は、登録者から提供された教育・研究成果及び教育・研究資料について、登録及び公開の可否を判断し、次に掲げるとおり取り扱うものとする。
  - 一 登録及び公開に支障がないと判断した場合、教育・研究成果及び教育・研究資料のタイトル、著者名等を確認した上で、NAGOYA Repository に登録・保存して公開する。この場合において、登録者の申請に基づき、教育・研究成果及び教育・研究資料の公開を延期することができる。
  - 二 教育・研究成果について、登録に支障はないが公開に支障があると判断した場合、登録者にその旨を通知し、非公開または不使用として登録する。
  - 三 登録に支障があると判断した場合、登録者にその旨を通知し、教育・研究成果及び教育・研究資料を返却する。
  - 四 教育・研究成果及び教育・研究資料を NAGOYA Repository に登録した場合、著作権者は複製権、公衆送信権等の著作権の利用及び行使を本学に許諾するものとする。ただし、著作権は著作権者に留保する。
- 4 所蔵他機関及び学会等による NAGOYA Repository の利用申請は、図書館基盤整備委員会で本学の教育及び研究活動に反しないことを確認し、利用許諾の可否を審議する。
- 5 附属図書館は、複製物の保全及び利用のために、NAGOYA Repository に登録した教育・研究成果及び教育・研究資料の記録方式又は記録媒体の変換及び複製を行うことができる。
- 6 前3項にかかわらず、教育・研究成果及び教育・研究資料について、著作権者が利用に係る条件を定めている場合は、当該条件の範囲内において当該成果及び資料を取扱うものとする。

(教育・研究成果及び教育・研究資料の削除)

第8 附属図書館長は、以下の場合に、NAGOYA Repository に登録された教育・研究成果及び教育・研究資料を削除しなければならない。

- 一 他者の知的財産権を侵害し、又は侵害するおそれがある場合
- 二 公序良俗に反する、盗用若しくは剽窃による成果である場合又は内容が著しく不適切である場合
- 三 その他、登録によって支障が生じると認められる場合
- 四 教育・研究資料が、次項各号の場合に該当する場合

2 附属図書館長は、以下の場合（前項各号に規定する場合を除く。）に、NAGOYA

Repository に登録された教育・研究成果を削除することができる。

- 一 登録者又は知的財産権者が、書面にて理由を付して削除の申請を行った場合
  - 二 その他、公開によって支障が生じると認められる場合
- 3 附属図書館長が第 1 項又は前項により教育・研究成果又は教育・研究資料を削除した場合は、当該教育・研究成果又は教育・研究資料の登録者に削除した旨及び理由を通知するものとする。
- 4 附属図書館長は、第 2 項各号に該当する教育・研究成果であっても、削除せずに非公開又は不使用とすることができる。この場合において、附属図書館長は、当該教育・研究成果又は教育・研究資料の登録者に、非公開又は不使用にした旨及び理由を通知するものとする。

(利用条件)

- 第 9 NAGOYA Repository に登録された教育・研究成果及び教育・研究資料を利用する者は、その利用が、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）に規定する私的使用目的の複製、引用等の権利制限の範囲を超える場合には、附属図書館を通じて、当該教育・研究成果及び教育・研究資料の著作権者から事前に許諾を得なければならない。
- 2 NAGOYA Repository に登録された教育・研究成果が、NAGOYA Repository で公開する以前に出版権者等により出版又は公表されており、投稿規則、出版契約等により当該出版権者等が利用に係る条件を定めている場合、その条件の範囲内において利用に供する。

(免責事項)

- 第 10 教育・研究成果又は教育・研究資料の NAGOYA Repository への登録、公開又は利用によって生じた損害について、本学はその責任を負わない。

(雑則)

- 第 11 この要項に定めるもののほか、NAGOYA Repository の運用に関し必要な事項は、商議員会の議を経て、附属図書館長が定める。

附 則

- 1 この要項は、平成 27 年 3 月 18 日から実施する。
- 2 名古屋大学学術機関リポジトリ暫定要項（以下「暫定要項」という。）は廃止する。
- 3 暫定要項に基づいて収集、蓄積及び保存された教育・研究成果は、この要項に基づいて取り扱うものとする。